

◎大人と子どもが人権について一緒に読んで考えてみましょう◎



◎たまちゃん

みんなで育て みんなが育つ 大玉の教育

大玉村は **人権教育** を推進します

👉 こんなことありませんか？ 気になりませんか？

- メール、インターネット等での書き込みで傷つけられた、トラブルに巻き込まれた。
- 「児童虐待」ではないかと思える対応をみてしまった…。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴って、差別的扱いを受けた。
- 高齢者や障がいのある人への対応がやさしくないのでは…？
- 学校で、子どもの中で「いじめ」はないのだろうか？ etc…

すべては「**人権尊重の精神**」に関わる問題です。

人権とは

「人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会生活において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」

人権を尊重するとは

自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、一人一人が自らの権利の行使に伴う責任を自覚してお互いに人権を尊重し合うこと

そこで **大玉村** では…

平成26年度に福島県教育委員会から、「人権教育開発事業 人権教育総合推進地域事業」の指定を受け、大玉村の全幼稚園・小学校・中学校（「おおたま学園」）を推進協力校として実践を積み重ねていきます。

テーマ

共によりよく生きる子どもの育成

～自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めよう～



大玉村教育委員会 おおたま学園コミュニティ・スクール委員会

おおたま学園（大山幼稚園・玉井幼稚園・大山小学校・玉井小学校・大玉中学校）

子どもの人権

(子どもの権利条約)

次代を担う創造性豊かな子どもを育てるために、子どもの権利に関する意識の啓発が必要です。家庭で子どもと一緒に話し合ってみましょう。



子どもの権利条約とは

日本も参加

すべての子どもたちが健康で幸せに暮らせるように、1989(平成元年)に国際連合の総会で決められた国際的な約束です。日本も1994年(平成6年)にこの条約を守る約束をしました。

大きく分けて4つの権利があります。

1. 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。



2. 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。



3. 守られる権利

あらゆる種類の虐待(ぎゃくたい)や搾取(さくしゅ)などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。



4. 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

子どもの権利条約は54条からなっていますが、代表的なものについて紹介します。

第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。



第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族の暮らし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。



第19条 虐待・放任からの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどをうけたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。



第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。



第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。



この条約の内容は、子どもも大人も広く知っておかなければなりません。

(財)日本ユニセフ協会ホームページより
http://www.unicef.or.jp/

私たちは子どもの権利、女性の権利、あらゆる人権のために闘うべきです。全ての子どもが良い教育を受けられることを確実にしたい。彼らには良い教育を受け、児童労働や人身売買に苦しめられない権利があるのです。幸せな人生を送る権利があるのです。

2014年 ノーベル平和賞受賞(最年少受賞) マララ・ユスフザイさん(17歳)のスピーチより抜粋

